

2022 年 10 月 11 日

金融庁総合政策局リスク分析総括課健全性基準室 御中

一般社団法人全国銀行協会

「自己資本比率規制（第 1 の柱・第 3 の柱）に関する告示の一部改正（案）」等
および「主要行等向けの総合的な監督指針の一部改正（案）」等に対する意見

令和 4 年 9 月 9 日（金）付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙
のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申
しあげます。

以 上

(最終化されたバーゼルⅢ関係)

自己資本比率規制(第1の柱)に関する告示の一部改正案(別紙1、2)への意見

No	銀行/ 持株	条			項			該当箇所	コメント	理由等
		条	の#	の#	項	の#	の#			
1	銀行告示	123			1			-	第123条第1項にもとづく内部取引によるヘッジ効果を反映する場合(ヘッジ対象:株式、ヘッジ手段:TRS)も、第131条(信用リスク削減手法の残存期間の下限)および第132条(期間のミスマッチがある場合の信用リスク削減手法の効果の調整)の規定の適用対象であるとの理解でよいか。	内部取引によるヘッジ効果を反映する場合の第131条、第132条の取扱いについて確認するもの。
2	銀行告示	123			1			-	上記で「適用対象である」場合、株式には残存期間の概念がないが、第132条の計算式上、T(エクスポージャーの残存期間)はt(信用リスク削減手法の残存期間)と同値とみなしてよいか。あるいはTを5年(エクスポージャーが5年を超える場合と同じとみなす)とすべきか。	内部取引によるヘッジ効果を反映する場合の第132条の取扱いについて、株式に対してヘッジ手段(TRS)を適用する場合、TRSの取組期間がどのような条件を充足すれば、CRMの効果の調整(削減)が必要とされないのか確認するもの。

(最終化されたバーゼルⅢ関係)

自己資本比率規制(第3の柱)に関する告示の一部改正案(別紙3、4)への意見

○様式に対するコメント

No	別紙様式第●号	第●面	様式名	項番・注番号	該当箇所	コメント	理由等
1	9および10	-	KM1	-	<ul style="list-style-type: none">・リスク・アセットの額(フロア調整最終実施ベース)・普通株式等Tier1比率(フロア調整最終実施ベース)・Tier1比率(フロア調整最終実施ベース)・総自己資本比率(フロア調整最終実施ベース)	<ul style="list-style-type: none">・左記項目は欄外注記によれば、資本フロア水準を72.5%と仮定して算出したリスク・アセットの額、およびその額を用いた比率、それぞれを試算するものと理解したが、いずれも国際合意上のKM1において開示を要求されていない項目であると認識している。・左記項目を追加することで、リスク・アセットの額、およびその額を用いた比率がいずれも3パターン(①その時々リスク・アセットの額/規制比率、②①のフロア調整前のリスク・アセットの額/比率、③①をフロア調整最終実施ベースとしたリスク・アセットの額/比率)併記されることとなり、当開示の使用者目線では必ずしもわかりやすい開示とはなっていないことに加え、国際合意上の様式に定めのない項目を積極的に開示する必要性は無いと考えるが、左記項目を追加した趣旨を確認したい。また、重要性がない開示項目であれば、削除していただきたい。	左記の通り

(最終化されたバーゼルⅢ関係)

自己資本比率規制(第1の柱)に関する改正告示(附則)の一部改正案(別紙5、6)への意見

No	銀行/ 持株	条			項			該当箇所	コメント	理由等
		条	の#	の#	項	の#	の#			
1	銀行告示	3			2		<p>国内基準行である標準的手法採用行は、国内TLAC規制対象会社の同順位商品のうち、そのTLAC規制対象会社に係るTLAC規制適用日までに発行されたものであって、当該TLAC規制適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているものについては、当該TLAC規制適用日から起算して五年を経過する日までの間は、新銀行告示第七十六条の四の二第二項の規定を適用しないことができる。この場合において、当該TLAC規制対象会社が適用日以後にTLAC規制対象会社となったものでないときは、旧銀行告示第六十三条第一項又は第六十四条の規定の例によることができる。</p>	<p>・左記該当箇所のとおり、国内基準行である標準的手法行の「TLAC規制対象会社の同順位商品」の取扱いに、「当該TLAC規制対象会社が適用日以後にTLAC規制対象会社となったものでないときは」の記載が加えられたが、附則第4条の「その他外部TLAC関連調達商品」には同様の改正はないという理解でよいか。</p> <p>・また、非G-SIBがG-SIBに移行することに伴い非TLACがTLACに移行する際に、附則第3条第2項に限らず、第3条第3項や第4条等における経過措置が適用されるのか、お示しいただきたい。</p>	<p>・2022年4月28日公表の別紙4、5の告示附則では、附則第4条の「その他外部TLAC関連調達手段」には同様の事象は想定されていない。</p> <p>・例えば、附則3条での「当該TLAC規制対象会社が適用日以後にTLAC規制対象会社となったものでないときは、旧告示」となる同順位商品は、一例として、『「適用日」以降にTLAC規制が適用された国内G-SIB』以外の金融機関の残存1年未満のTLAC商品を指すと理解している。これに対し附則4条は同様の条件がないために、(海外も含めた)すべてのG-SIBの残存1年以上のTLAC商品も、基準日(平成31年3月末)以降10年間、旧告示の規定の対象になると理解しているが、その点を確認したい。なお、ここでの「適用日」は、附則第2条にあるとおり、「この告示の適用の日」、すなわち令和5年3月31日と理解している。</p> <p>・「非G-SIBがG-SIBに移行する」という事例は欧米の海外金融機関で今後ありうると考えている。しかし附則第3条における「TLAC規制対象会社」は国内の金融機関に限定されている。海外の金融機関が発行したTLAC商品は「特例外部TLAC調達手段」と位置づけられるため、附則では第4条第1項第2号にのみ記載があるものの、これは基準日(平成31年3月末)時点において保有していたTLAC商品に関する取扱いであり、例えばMREL等として2019年3月末に保有していた債券がその後TLACに転換した場合どのようになるかについては、附則第3条および第4条では記載がないと思われるため、これらの経過措置の有無についてお示しいただきたい。</p>	

(最終化されたバーゼルⅢ関係)
 監督指針の一部改正案(別紙8、9)への意見

No	項番	該当箇所	コメント	理由等
1	Ⅲ-2-1-1-2-2	自己資本の充実度の評価-(4)	<p>「【新規導入先(令和4年金融庁告示第22号及び第23号により自己資本比率を算出する金融機関をいう。以下同じ。)に限る。なお、新規導入先以外の金融機関は、なお従前の例による。】」の追加文言は不要ではないか。</p>	<p>本項で言及されている「カウンター・シクリカル・バッファ比率」については、新告示上、「自己資本比率規制に関するQ&A」第2条の2-Q1の(A)に相当する文言を入れ、算定方法の明確化を図ったという認識であるが(銀行/持株1柱告示第2条の2第4項)、従来からその算定方法は変更されていないことから、算定方法が変更されているかのような左記追加文言は不要と考えるもの。</p>
2	Ⅲ-3-2-4-4	(6)四半期ごとの開示事項	<p>・別紙様式第8号(四半期開示)の各面の開示時期については、現行の「主要行等向けの総合的な監督指針」のⅢ-3-2-4-4(自己資本の充実の状況等の開示)の(6)四半期ごとの開示事項において、その目途が示されている。</p> <p>(該当箇所抜粋) 開示告示第6条及び第9条に掲げる開示事項のうち、同告示別紙様式第8号第二面から第四面に基づいて開示する場合には、同四半期報告書の公表後、変動要因の分析に要する時間を勘案しつつ、速やかに行うことが望ましい。他方、これ以外の開示事項については、同四半期報告書の公表後、速やかに行うことが望ましい。</p> <p>・当該規定は、第8号第二面(CR8)、第三面(CCR7)、第四面(MR2)について、いわゆる45日開示の対象外とすることを許容するものと理解している。最終化対応の告示改正で、第四面(MR2)は改正され、第五面(OVA4)と第六面(CMS1)が追加されているが、当該変更はあるものの開示時期の考え方に変更はない(45日開示の対象外が許容されるのは、引き続き第二面～第四面であり、第五面と第六面は45日開示が望ましい)という理解でよい。</p>	<p>現行監督指針でも記載されている、3柱・四半期開示の時期について、計表が変更・追加されたことに伴い、その取扱いについて変更がないか確認するもの。</p>